

# 資源物の持ち去りは条例違反です!

本市では、条例により資源物などの持ち去り行為を禁止しています。持ち去り行為を防止するため、収集日には専門の『資源物等持ち去り防止指導員』が早朝パトロールを行っています。持ち去り行為があった場合は、行為者に対して注意・指導を行い、悪質な場合は禁止命令を行います。それでも従わない行為者に対しては、刑事告発を行います。(罰則:20万円以下の罰金)

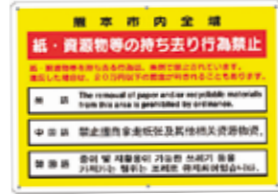
## 持ち去り行為を見かけた場合は

車両を制止したり、行為者を注意したりすると、トラブルや事故につながりかねません。見かけた場合は、日時・場所・資源物の種類・車両の特徴(ナンバー、車種、色)・行為者の特徴(人数、性別、年齢)をわかる範囲で情報を提供してください。その後のパトロールや指導を効果的に行うために活用します。



## 持ち去りを防止するためには…

- (1) 前日や夜中などに資源物などを出さない。
  - (2) 地域で実施されている集団回収を利用する。
- また、本市では集団回収活動に対して助成金を交付しています。持ち去りを防止でき、かつ地域コミュニティの活性化にもつながる集団回収活動をぜひご活用ください。



持ち去り防止看板を、各区総務企画課や市庁舎7階ごみ減量推進課で配布しています。お気軽にお問い合わせください。

## 持ち去り禁止意思表示テープ 使用モニターを募集します!

本市では、持ち去りにくい環境づくりの一環として、「持ち去り禁止意思表示テープ」の導入を検討しています。新聞紙や雑誌などを出す際にこのテープでしばり、持ち去られにくくするものです。試験的に使用していただける団体を募集しますので、ご協力いただける団体はごみ減量推進課(☎096-328-2365)へ。



テープのイメージ

### モニター応募条件

- ・自治会やマンションの管理組合など、住民の協力を得られる団体であること
- ・市の指定する期間継続して使用すること
- ・使用后、市のアンケートに回答いただけること

※7月以降に使用開始予定です。応募が多数の場合は、市で選考のうえ団体へ通知します。ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。モニターになっていただく団体へは、使用開始前に市より詳細を連絡します。

(ごみ減量推進課 ☎096-328-2365)

## 市長と直接、意見交換をしませんか!

市長が地域に出かけ、「地域まちづくり」をテーマに話をし、まちづくりへの提案や意見をお聴きします。

# 「市長とドンドン語ろう!」参加者募集!

### 城南開催分

日時 7月5日(木) 午後7時~9時  
場所 火の君文化センター大学習室  
対象 杉上・隈庄・豊田の各校区に住むか通勤・通学する方

### 龍田開催分

日時 7月25日(水) 午後7時~9時  
場所 龍田まちづくりセンター 龍田公民館ホール  
対象 龍田・龍田西・楠・武蔵・弓削・楡木の各校区に住むか通勤・通学する方

【各回共通】※手話通訳・要約筆記の希望者は開催1週間前までにご連絡ください。

定員 各100人(先着順)

申込み 6月18日(月)から開催地区名、住所、氏名、電話番号、校区名、申込人数を電話(☎096-334-1500)かファクス(096-370-2002)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ

(広聴課 ☎096-328-2075)



4月19日に仮設住宅を訪問し、入居者の皆さんがお困りのことをお聞きました。

### 仮設住宅入居の期限延長

現在自宅の再建中ですが、着工や工期が大幅に遅れています。仮設住宅の入居期限は2年間となっていますが、期間内に完成しない可能性があり、大変不安です。

仮設住宅の入居期間は原則2年間となっていますが、工事の遅れなどにより期間内での再建が難しい場合、最長で1年間延長することができます。入居期間に応じて、順次、延長手続に関する案内をお送りしますので、ご確認をお願いします。

昨年7月から、住まいの再建に向けた伴走型の支援として、ご希望の条件に合う物件(民間賃貸住宅)を取り扱う不動産業者などの紹介や、入居に関する手続きの支援などを行っています。ぜひご活用いただきたいと思います。



### 新たな住まい探し

再建先として民間の賃貸住宅を探していますが、体が悪いので1件1件不動産業者を巡ることができず、インターネットも使えないので困っています。

### 心身の健康問題などのケア

環境の変化などで体調を崩したり、高齢のため健康面での不安を抱えています。

生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや生活・健康相談などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を設置しています。ここにいる看護師がご家庭を訪問して、関係機関などと連携しながらさまざまな情報提供やお困りごとに対応しておりますので、ぜひご相談ください。

また、仮設住宅から退去された後も、地域から孤立しないよう、引き続き皆さまに寄り添った支援を行っていきます。



熊本市長 大西 一史

※やりとりは一部を抜粋したものです。